

地球温暖化防止のため 町の補助制度をご利用ください

環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化は、その対策が急務となっています。

そこで、町では平成29年度も「住宅太陽光発電システム設置」、「ペレットストーブ購入」に対して、費用の一部を支援する補助制度を実施しますので、是非ご利用ください。

補助制度	補助金額	個別補助要件
住宅太陽光発電システム設置補助	町内業者施工の場合 1KW当たり10万円 (限度額30万円) ただし、町外業者施工の場合 1KW当たり7万円 (限度額20万円)	太陽光発電余剰電力の売電契約が出来る設備又は発電電力を全て自家使用とする設備を設置する場合(未使用品に限る)で、平成29年4月1日以降の設置かつ年度内に工事完了し電力会社との電力受給開始等できる10Kw未満の発電システム。
ペレットストーブ等購入費補助	本体購入価格の 2分の1 限度額15万円 (ただし、町外商店購入の場合) 限度額10万円	住宅に設置する木質ペレット及び薪等を燃料として、本体材質が鋳鉄、中鋼板と同等かそれ以上の耐久性を有する暖房器具。

【共通補助要件】

1. 町税の滞納がない方とします。
2. 町内の住宅(店舗等の併用住宅含む)に施工・設置する場合があります。
3. 募集期限は平成30年3月26日までで先着順とします。なお、募集は予算の範囲内で行うものとし、予算の範囲を超えた時点で補助事業は終了となります。

【問い合わせ先】 役場 建設課 建築住宅グループ (TEL0145-27-2325)

